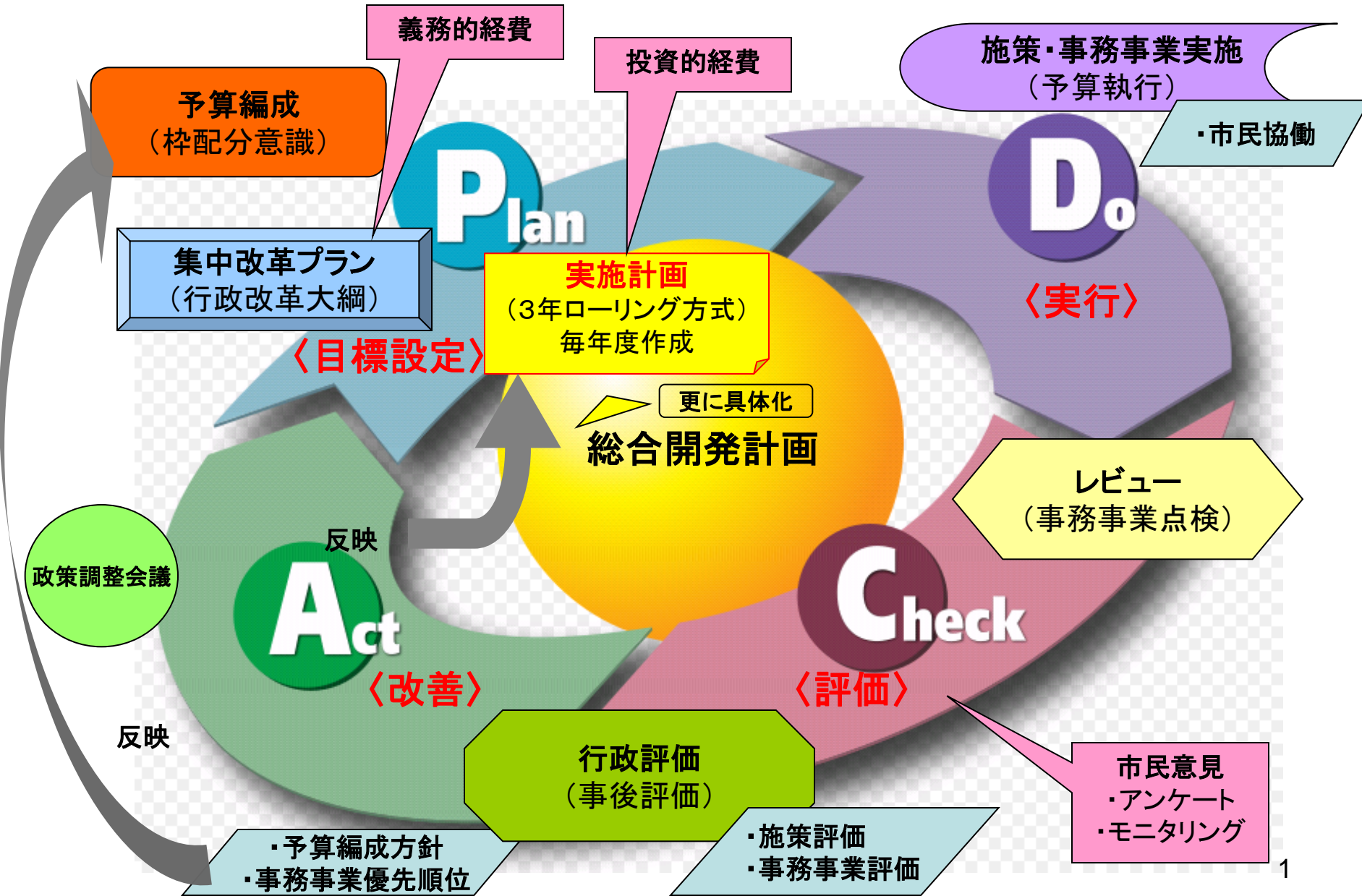


海津市行政運営PDCAサイクル図

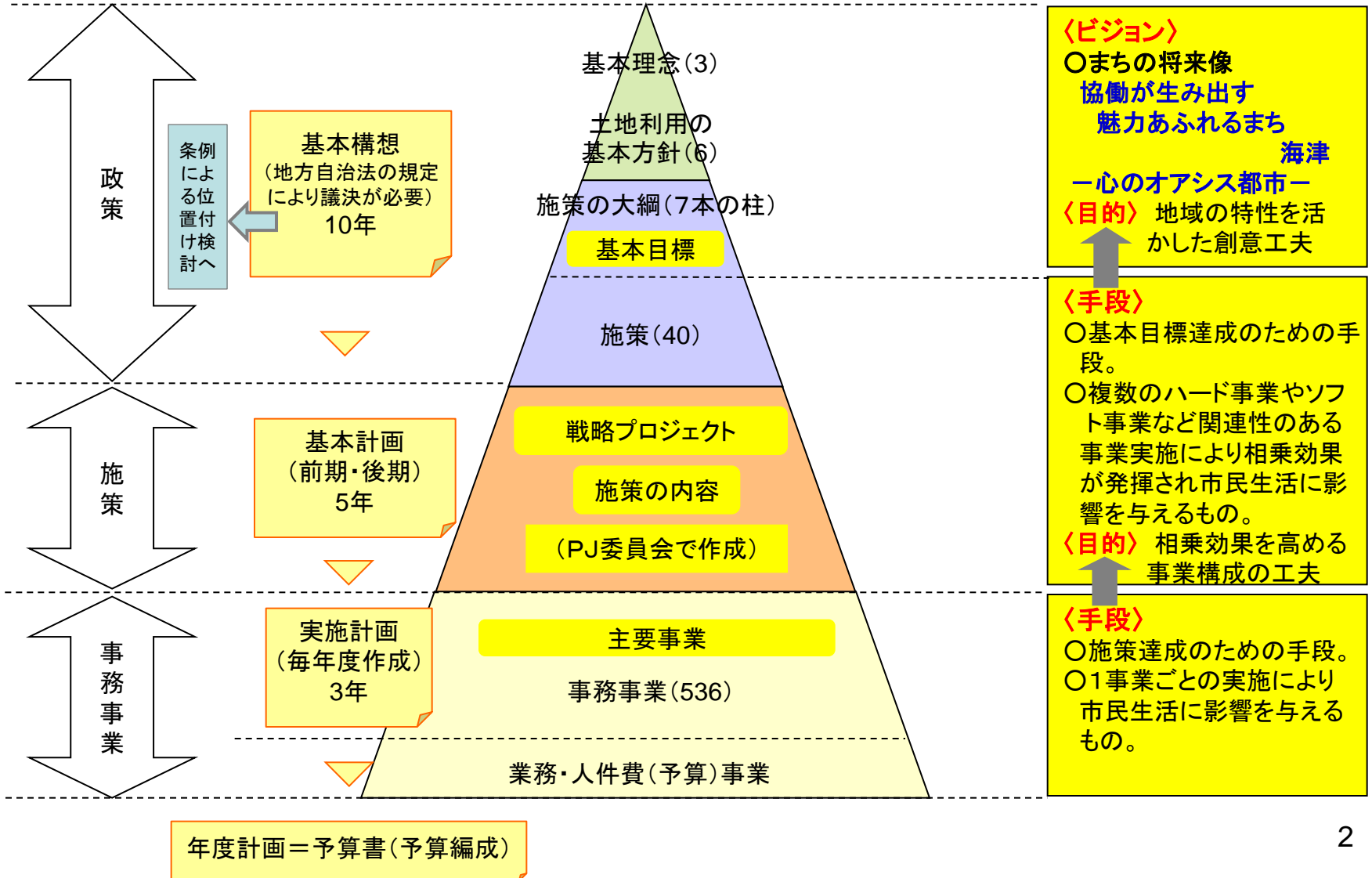


海津市総合開発計画体系図

計画体系

総合開発計画構成

総合開発計画の3層構造



地方自治法改正による基本構想策定義務の削除

「総合計画の生まれ」(1969年地方自治法改正)

地方自治法第2条第4項「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行わなければならない」との地方自治法改正があり、以後、今日まで市町村の最上位計画と位置付けられてきた。

地方分権改革への流れ(2000年地方分権一括法)

「単なる中央政府の方針の執行機関ではなく、政策主体であれ」(地方政府へ)

・機関委任事務が廃止され、最終的に自治体の処理する事務は自治事務と法定受託事務の2つに整理される。

「地方分権改革推進計画」(地方分権改革推進法)

・条例制定権の拡大に向けた「計画等の策定及びその手続の見直し」

平成23年 地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法第2条第4項を削除へ(公布日平成23年5月2日 施行日)

「地方政府としての地方分権を図る必要性」(今後)

「まちづくり条例」や「自治基本条例」と言われるものを策定し、その条例の中で、総合計画を位置付け、総合計画と「実施計画」や「予算」との連動性・整合性を高めるプロセスを明確に定め、総合計画を含め各種の条例や規則や計画を体系的に整理・位置付けし、総合計画の策定・実施・見直し手続きに住民参加を位置付ける対応が必要となる。

基本計画の基本的なページ構成

